

# 第8章 消防水利に関する基準

## I 消防水利に関する法規定

### 【政令】

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

- 第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。
- 八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条第一項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

## II 消防水利施設の計画

- 1) 事業者は、開発区域内に、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防水利基準及び技術基準により消防水利施設等を自己の負担において整備しなければならない。
- 2) 消防水利施設等の位置は、市長と協議のうえ決定しなければならない。

## III 消防水利の種類

消防水利とは、次に例示するもので消防法により指定されたものをいう。

- 1) 消火栓
- 2) 私設消火栓
- 3) 防火水槽
- 4) プール
- 5) 河川・溝等
- 6)濠・池等
- 7) 海・湖
- 8) 井戸
- 9) 下水道

ただし、この基準に定める消防水利は、水利基準に基づく防火水槽及び消火栓を原則とする。

## IV 消防水利の必要能力

- 1) 消防水利は、常時貯水量40m<sup>3</sup>以上又は取水可能量が毎分1m<sup>3</sup>以上、かつ、40分以上連続給水能力があること。
- 2) 消火栓は、呼称65mmの口径のもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一辺が180m以下になるように配管されているときは、75mm以上とすることができます。
- 3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき 1) の給水能力があること。

## V 消防水利施設の配置

1) 防火対象物からの1つの消防水利に至る距離が表8-1に掲げる距離以下となるように配置する。

表8-1 消防水利に至る距離

用 途 地 域	配置の基準 (年間平均風速 4 m / s 未満)
市 街 地 及 び 準市街地	近隣商業地域 商 業 地 域 工 業 地 域 工業専用地域
	半径100m以下
その他の地域	半径120m以下
市街地又は準市街地以外の 地域でこれに準ずる地域	半径140m以下

- (注) 1 水利基準の別表のうち、年間平均風速が毎秒4m未満のものを摘要する。  
 2 上記に定める配置は、消火栓のみに片寄ることのないように考慮しなければならない。

2) 次の条件を両方満たすときは、消防水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けなくともよい

- ① 当該水利が、III-1) に定める水量の10倍以上の能力があること。
- ② 取水のため、同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できること。

3) 防火水槽の設置にあっては、表8-2に掲げる事項を考慮し、設置するものとする。

表8-2 防火水槽の設置基準

設置の基準
造成面積 1 ha以上又は計画戸数50戸以上

- (注) 1 小規模の開発事業については、当地域の水利事情によって将来のブロック開発等を鑑みて、協議のうえ、設置しなければならない。
- 2 中高層建築物等については、上記造成面積に関わらず当地域の水利事情および規模により防火水槽の設置について協議しなければならない。
- 3 開発区域の街区の形成状態、建築物構造によって、防火水槽の個数を増減する。

## VI 消防水利施設の構造等

消防水利の構造等は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

### 1) 防火水槽の基準

- ① 貯水量は、常時40m<sup>3</sup>以上有すること。
- ② 取水点は、消防自動車が容易に部署し、取水できること。なお、水利点と地表面上の高さは0.5m以下であること。
- ③ 地盤面から取水部（底面）までの落差は、4.5m以下であること。
- ④ 取水部分のピットは、吸管投入孔の直下に設け所用水量の全てを有効に吸い上げる構造とし、その深さは0.5m以上とし、広さは一辺が0.6m以上又は直径が0.6m以上とすること。
- ⑤ 吸管投入孔は、丸形を原則とし、内径0.6m以上とすること。なお、投入孔は2箇所設けるとともに、鉄蓋については指定するものであること。
- ⑥ 公園に設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定により、公園管理者の占用許可が得られる構造とすること。
- ⑦ 安全対策及び保守点検のため、吸管投入孔の開口部から作業員が容易に水槽底に降りられるようタラップ（足掛け金物—ビニル被覆ダクタイル鑄鉄製）を設置すること。
- ⑧ 公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、吸管投入孔直近のフェンス開口部（内開き）を投入孔と同数設けること。
- ⑨ 給水管及び配水管の設置については、協議すること。
- ⑩ 構造、材質、強度等の要領事項については、総務省消防庁「防火水槽の規格」に合致したものとすること。
- ⑪ 二次製品の防火水槽は、財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたものであること。
- ⑫ 管理は、その所有者、管理者又は占用者がするものとする。
- ⑬ これらの基準の中で、国の規格が改正され、該当するものにあっては、改正後の基準に準ずるものとする。
- ⑭ 採水口等の設置にあっては協議すること。

### 2) 消火栓の基準

- ① 構造は次のとおりとする。
  - ア 枠は鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鑄鉄製又はこれらと同等以上のものであること。
  - イ 消火栓蓋及び放口並びに開閉バルブの離隔は0.3m以内とすること。なお地上式にあっては、この限りでない。
- ② 消火栓には、消火栓ボックス（器具一式を含む）を設置するものとする。その設置場所は、概ね5m以内に設けるものとする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合はこの限りでない。
- ③ 消火栓器具一式の内訳は次のとおりとする。ただし、ホースについては協議により追加設置することができる。

筒先（可変ノズル、背負いバンド付き）	1本
ホース（65mm×20m）	3本
スタンドパイプ	1本
開閉キー	1本

なお、開閉キーについては別途協議のこと。

- ④ 消火栓枠の周囲に幅0.15mで黄色の焼付け塗装を施すこと。

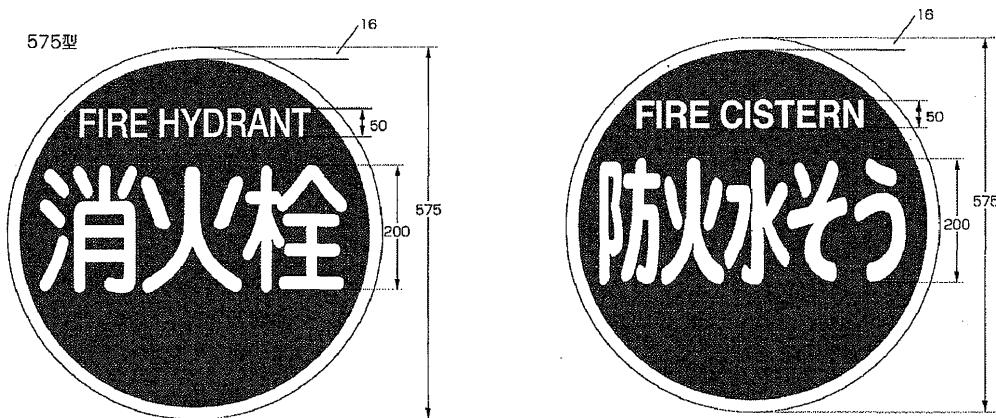
## 3) 消防水利標識

消防水利を設置した場合は、表8-3のとおり消防水利の標示をしなければならない。なお、詳細にあっては、協議するものとする。

表8-3 消防水利の標識

水利所在標示の方法	標 示 内 容		
標識による標示	防火水槽	柱 標識板 字	丸ポール埋込型又は新建植575型車道用又は歩道用 575型全面反射型又は両面用 防火水槽（図8-1による）
	消火栓	柱 標識板 字	新建植575型車道用又は歩道用 575型全面反射型又は両面用 消火栓（図8-1による）
溶着塗装による標示	消火栓枠、防火水槽マンホール枠への黄塗色及び制止弁への黄塗色		

(注) 標識は、消防水利直近（概ね5m以内）に設置すること。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は、この限りでない。



色彩：文字および縁を白色、地を赤色とする。

図8-1 消防水利の標識

## 4) 帰属

消防水利施設の帰属に当たっては、次の各号を満足しなければならない。

- ① 都市計画法第32条協議時点までに、帰属に関する事前協議が完了していること。
- ② 帰属する消防水利施設は、基準に合致した構造であること。
- ③ 完了検査までに帰属に必要な書類を全て提出済であること。
- ④ 完成後、完了検査（漏水検査を含む。）を受け、合格すること。